

本件事故当時、警戒区域内において、食品の製造・販売業を営んでいた申立人が、逸失利益、棚卸資産の財物損害及びリース解約金等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)について、申立人X有限会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 逸失利益  | 金622万0408円 |
| (ただし、一般管理費のうち固定資産税について、下記期間の課税額及びその支払義務が確定したときは、申立人は、被申立人に対し、その課税額を別途請求できるものとする。) |            |
| (2) 財物損害  | 金88万5172円  |
| (ただし、棚卸資産(商品分及び貯蔵品分)に限る。)   |            |
| (3) 追加的費用   | 金45万9251円  |
| (内訳) 一時立入費用   | 金9251円     |
| リース解約金  | 金45万円      |
| (4) 弁護士費用   | 金22万6945円  |
| (合計 金779万1776円)   |            |

#### 2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金779万1776円の支払義務のあることを認める。

### 第3 仮払補償金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、仮払補償金として、金250万円を支払い済みであることを確認する。申立人と被申立人は、仮払補償金を前項の和解金から控除しないことに合意し、将来の和解時に精算することを予定する。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、

その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月27日

(仲介委員 権田光洋)